



戸別所得補償は消費者負担型から 財政負担型への転換。 「農」を国民全体で支える社会へ

政府は今年3月、食料自給率50%をめざす「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定した。そこには「これまでの農政の反省に立ち、今こそ食料・農業・農村政策を日本の国家戦略の一つとして位置づけ、大幅な政策の転換を図らなければならない」と記されている。政権交代で何が変わったのか？ 自給率アップに向けた具体策とは何か？ 佐々木隆博・農林水産省大臣政務官に聞いた。



佐々木隆博
農林水産省大臣政務官 衆議院議員

意欲あるすべての 農業を支える政策へ

「食料・農業・農村基本計画」とは？

かつて農政の指針であった農業基本法は、1961年に制定され、農業の生産性引き上げと農家所得の増大を主な目的とするものだった。それは一定程度達成されたが、一方で貿易自由化の圧力、後継者不足、食料自給率低下などの新たな問題が生じてきた。そこで1999年、農業基本法を廃止して制定されたのが、

―農政の大転換？

従来の農政は、農業の規模を拡大し効率化することで生産性を高め、それによって所得水準を向上させることをめざしてきた。しかし、体質強化を急ぐあまり、非効率な小規模経営は切り捨てる形で、支援対象を一部の「担い手」に重点化する手法をとった。また、1995年にコメの生産・流通を強力で規制する食糧管理制度が廃止され、農業部門の規制緩和が進んだが、日本経済の低迷が続くなかで、販売価格の下落は止まらず、「減反」による価格安定機能も著しく低下した。

こうしたなかで、農業所得は、15年間で半減し、主業農家戸数は、20年間で82万戸から34万5000戸にまで減少。農業従事者の高齢化、農村の過疎化が進み、耕作放棄地も急増している。食料生産を支える日本の農業、農村の疲弊は深刻だ。そこで、今回の「基本計画」では、兼業農家や小規模経営を含めて、意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、現場の創意工夫を活かして経営の発展に取り組むことができる環境を整備していくことを打ち出した。

食料・農業・農村基本法だ。ここに、農政の目的として、農業や農村の持つ役割を高めること、食料自給率を高めることが明記された。そして具体的施策については、「食料・農業・農村基本計画」を策定し、おおむね5年ごとに見直すこととされた。

「基本計画」は、過去2回、前政権のもとで策定されたが、今回は、10年目の見直しで政権交代と重なった。そこで、民主党政権として、従来の考え方や手法の問題点を洗い出し、農政の大転換をはかつていくという強い決意で策定にあたった。

「6次産業化」で地域の雇用を創出

—具体的には？

課題は3つある。第1に、「国産品の消費拡大」食料自給率アップ」をはかり、農業という「業」を元気にすること。その手段として「戸別所得補償制度」を導入する。

第2に、生産の場である「村」を元気にすること。そのために農山漁村の6次産業化、つまり、生産・加工・販売の一体化など、地域の第1次産業と関連する第2次・第3次産業を融合して、消費者のニーズに対応した、新たな地域ビジネスと雇用の創出を促していく。

第3に、国民に安全な食を安定的に提供すること。近年の不祥事・事件の多発で、食の安全・安心は大きく揺らいでいるが、「後始末より未然防止」の考え方を基本に、食品の生産から加工・流通・販売までの過程を記録する「トレーサビリティ・システム」や「危害分析・重要管理点(HACCP)」「農業生産工程管理(GAP)」などの生産履歴管理システムを定着させ、加工食品の原料原産地表示を義務づけていく。また、リスク管理機能の一元化に向けて「食品安全庁」の設置

についても検討を進めていく。

こうした取り組みを一体的に進めることで、向こう10年間で食料自給率をカロリーベースで50%、金額ベースで70%に引き上げるといふ目標を掲げている。

供給可能な食料はできるだけ自国で

—目標は50%..

現在、食料自給率は40%だが、自給できない分、食料が不足して国民がひもじい思いをしているわけではない。だから、なぜ自給率を上げる必要があるのか、そこに財政をつぎ込むのかという疑問もあるだろう。

しかし、食料の安定確保は、国の基本的な責務だ。コメは100%を達成しているものの、小麦は11%、大豆は6%の自給率しかない。国際的に食料需給が逼迫する情勢にあるなかで、穀物を中心に自国で供給可能な食料はできるだけ自国で賄う方向で食料安全保障を確立する必要がある。また安全で環境に配慮した食料の供給という観点からも、フードマイレージ(重量×輸送距離)が低い国産品の消費を拡大し、自給率を引き上げることが重要だ。

—自給率を引き上げる手段が戸

別所得補償？

そうだ。自給率を上げるには、農家の人たちが農業を続けていけるようにすること、そして自給率の低い小麦や大豆などの作付けを増やすこと。この2つをセットにして取り組む必要がある。

今年4月から水田を対象にした「戸別所得補償制度」がモデル事業としてスタートしたが、これも2本の柱からなっている。1つは、「水田利活用自給力向上事業」。麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の生産を行う農家に対して、主食用米を作った場合と同じ水準の所得が得られるよう、作物に応じた金額を直接支払いで交付する。

もう1つは、「米戸別所得補償モデル事業」。これは、主食用米を作り、米の需給調整に参加している農家に対して、作付面積10アール当たり1万5000円(標準的な生産に要する費用と標準的な販売価値の差額相当)を直接支払いによつて交付し、農家の経営安定をはかる。

今回のモデル事業の評価を踏まえて、畑作、酪農・畜産、水産業についても制度を広げていきたい。

直接支払いは消費者への負担も軽減

—「戸別所得補償制度」は、バラマ

キとの批判も強いが..

その批判は当たらない。ポイントには、組織・団体を經由して流れていたおカネを農家に直接払うようにしたこと。つまり、おカネの流れが変わっただけで、実際に総体的な予算は増えていない。

いままでの所得安定策は、価格が下落した場合、そこに政府が上乗せして適正価格に引き上げる「価格支持」が基本だった。上乗せ分は農産物の価格にそのままくついで市場を流通し、最終的には消費者が負担する仕組みだ。これに対して、「戸別所得補償制度」は、価格と所得を切り離したことに大きな意味がある。価格がコスト割れでも、そのまま市場に流通させる。そして生産コストと価格の差額は、所得補償という形で農家に直接支払う。こうすれば、市場価格が下落しても、農家は生産を続けることができ

る。また、消費者は、価格支持分の負担がなくなるので割安な農産物を買うことができる。こうした「直接支払い」で所得を補填する仕組みは、すでにヨーロッパ各国で広く導入されている。

つまり「戸別所得補償制度」とは、「価格支持」から「直接支払い」へ、「消費者負担型」から「財政負担型」へと非常に大きな政策転換であり、消費者の負担も

軽減するものなのだ。そのことを、政府としても、もっと説明していく必要があると思っている。

食や農を通じたいのちのつながり

—自給率アップに向けて私たちができることは？

農業・農村の役割は、食料の安定供給にとどまらない。良質な水や空気を循環させ、多様な生物を育み、美しい景観や伝統文化を継承し、子どもが自然に親しみ豊かな人間性を育む土壌となる。そうした金銭的価値では計れない多面的な機能の恩恵は、すべての国民が広く享受している。そのことをますます多くの人に日々の食生活や農業体験を通じて実感してほしい。そして、国民全体で農業・農村を支える社会へと一歩を踏み出してほしい。

農林水産省が食料自給率アップのための国民運動として展開する「FOOD ACTION JAPAN」の目的もそこにある。「旬のものを選んで食べる」「地元でとれたものを食べる」「バランスのよい食事をとる」「食べ残しを減らす」「食料、農林水産業、農村への関心を高める」という5つのアクションを呼びかけているが、いずれについても大事なものは「楽しく食べる」ことだ。たとえば、イチゴ狩り

やサクラんが狩りで旬を感じる
ことは大きな食の楽しみだ。ま
た、「そろって食べる」ことで食事
はいつそう楽しいものになるだろ

う。
そして、苗付けや田植えだけ
でもいいし、収穫だけでもいいか
ら、実際に農業を体験してみて

ほしい。食とは「いのちをいただい
ている」のだということが強く実
感されるはずだ。
政治の場にいると目先の数字

にとらわれがちになるが、食料
自給率アップとは、もつと本質的
ないのちのつながりを再構築し
ていくアプローチであり、家族や

地域社会の絆を深めていくこと
にもつながる。そういう思いを共
有しながら取り組みを進めてい
きたい。